

あしを闘

大原斗争11年のあゆみ

おお はら どう そう じゅういちねん



大原斗争を支援する会

おお はら どう そう し えん かい

てきた。団地はかなり「障害者」が住んでいる。だから、大原さんのことも、もつとわかってもらえるはずという思いを彼自身も支援する会も持っていた。しかし、現実にはちがったのである。この現実を、単に地域住民の差別性と決めつけることができるだろうか。私達は、あくまで「障害者」は地域で自立生活をおくるのが大切だと考えていた。しかし、「地域に住む」ということをあいまいな形でしかとらえていなかったのではないか。地域は始めから共同体としてあるのではない。ましてや都会の団地では各々バラバラにされている。私達のひとりひとりが地域の構成員なのだという自覚を十分にもてないで、ただ「障害者」解放の本質をわかってほしいという思いが先行しすぎていなかったらどうか。私達は、厚い壁にぶつかり今までの在り方を点検し、いろいろ模索を始めた。「地域で生きる」とは、その地

域の住民のひとりとして根づき、その存在を認められていくことなのではないかと気づき始めた。戸別ビラ入れをやるようになった。掃除当番にも出るようになった。同じ団地の他の「障害者」とも少しずつ話せるようになった。大原さんを訪ねてきて、彼の思いをわかってほしい、非常によれしそうである。人間として、あたり前に生きることの第一歩であった。

「地域で生きる」とは、しんどさを主張するだけでなく、積極的に住民のひとりとして参加していく中で創りあげていくことではないか。反差別の立場で「障害者」解放を考える時、いかに運動を創り上げていくかという視点がなければ、「障害者」自身の生が否定されることになるのだということを、私達は深く考えていく必要があるだろう。

大原訴訟の意義について

弁護団 大澤龍司

一、提訴の日から現在まで既に八年が経過している。この間、第一審及び第二審の各勝訴判決がなされ、現在今なお最高裁判所に事件は継続中である。しかし事実審の終了した現段階で、これまでに、我々は何を指摘し、かつ何を獲得したのかを確認することは、大原訴訟において、又今後が続くであろう多くの障害者の裁判にとつて意義のあることであろうと考えられる。

二、大原訴訟が提起されたのは、昭和五十一年七月であった。しかしこの提訴に先立ち、約一年間程にわたり、弁護士と支援する会との協議がなされた。その際協議されたのは、この大原訴訟において何を獲得すべきか

であった。当時修習生であった下村君も含めての話合いの中で決定された獲得目標は次の三点である。

- (1) 裁判の勝訴について
本件において、視力障害者へ安全確保につき、国鉄に過失があったことを裁判ではっきり確認させること。
- (2) 視力障害者による裁判の実現
視力障害者を裁判の中心にする——既ち、証人等ではできるだけ視力障害者を中心とする。
- (3) 視力障害者の傍聴権の確保
車イスの台数制限等の撤廃、手話通訳の権利確保。

これらの目標を一言で言えば、裁判を障害者の手に取り戻そうということにでもなるか。或いは、未だかつて、裁判が障害者の手にあったことがないというのであれば、障害者の手に裁判をとでも言うことになろうか。

これらの三点の獲得目標については弁護士側と支援の会及び大原さんの認識は完全に一致していた。

三、これまでの裁判の中で、これらの目標は全面的と言えないまでも、ほぼ実現された。大原訴訟が誇っても

いいのは、単に控訴審において障害者の権利を、日本で初めて認めさせたというだけではない。それよりも、これほど多くの視力障害者が、直接自らの体験を裁判所にぶつけていったのは初めてであろうし、又証人が

点字による宣誓をなしたのも初めてではあったろう。以下にはこれらの具体的内容を順次掲記する。

(1) 判決内容については、第一審判決と第二審判決と行先。

我々が、順序だてて説明するよりも、視力障害者の直接の経験を裁判所にぶつけるほうがはるかに効果的である。しかし、我々が視力障害者に裁判に

て戴いたのは、それだけではなく、視力障害者に直接当事者として、自らの問題としてこの事件を考えたかつ自らの体験として裁判というものを経験してほしいとの思いもこめられていた。そしてそのねらいは十二分に果たされたものと、私は確信している。

もう一つ特筆すべきことは、視力障害者については、法律に定められている書記官の代読による宣誓ではなく、点字による宣誓を実現させたことであつた。点字の宣誓書は、裁判所の書類の中に正式に編綴されるに至っている。このように、点字による宣誓を公式に裁判所に認めさせたことも、大原訴訟における大きな成果であり、今後の訴訟に引き継がれ



第二審高裁判決 勝利判決をうけ記者会見する。

は大きく異なっている。第一審では運転手の過失とされたのに対し、控訴審では視力障害者に対する安全保障義務が法的な力をもつ義務である旨明言されるに至った。本件駅の近くに視力障害者の設備がなかったとしても、危険な駅である限りは安全確保のための物的設備をなすべき義務があるとの判旨は、東京の上野訴訟の判決を一步進めたものであり、上野訴訟と比較し、はるかに応用のきく、換言すれば他の裁判でも十分に利用のできる射程距離の長い判決といふことができるであろう。

(2) 本件訴訟には多くの視力障害者の協力を得、かつ現実に証人として出廷しかつ証言して戴いた。感謝の意をこめてこれらの人々の名前を記せば次のとおりである。

楠敏雄氏、三上洋氏、渡辺明子さん、箱山悦啓先生、川畑憲雄氏、畑井助氏、そして今は亡き岩橋英

ていくべきものであろう。

(3) これまで、身体障害者の裁判においては、傍聴につき、数々の制限が存在した。しかし、大原訴訟においてはこの制限の一部は事実上撤去された。例えば、手話通訳については、当然のこととして——なんの許可を得ることなく——法廷内部で立ったままの手話通訳がなされた。又、視力障害者である大原さんのためにメモがわりにテープレコーダーの持ち込みも認められた。ただ、車イスの台数制限及び場所指定については、裁判所はかなり抵抗をしていたが、結局は事実としてその制限を撤廃させるに至った。

ただ、これらの制限撤廃はあくまで事実としてのものであり、裁判記録として残されるものではない。しかし、このような扱いが存在したという事実は、将来においても度々利用できる心強い身体障害者の

味方になるであろう。

四、以上簡単に本訴訟の意義について述べてきた。本訴訟の過程においては、様々な問題点も存在しているが、これについて述べるのは別の機会にあるであろう。しかし、これらの問題点を考えてもなお、大原訴訟は視力障害者——身体障害者自身を中心として斗われた訴訟であり、その獲得した成果は偉大であり、それは判決として、又記録として留められるのみならず、各関与した人々の心の中に強い希望として残っているに違いないと私は考える。今後大原訴訟を乗り越える訴訟が、そして運動が、続々と障害者自身の手によって継ぎされることを確信する。そして永続するこの運動の波が何よりも大原訴訟の最大の成果であったと言える時代が来るであろうことを、心から願ってやまないというのが、私の現在の気持ちである。